



住宅用火災警報器の適正な設置と点検をしましょう！

仙南地域広域行政事務組合消防本部管内における住宅用火災警報器の推計設置率は87.3%（平成25年6月1日総務省発表）となっており、全国平均（79.8%）を上回っています。

しかし、住宅用火災警報器が設置してあれば、逃げ遅れを防げたと思われる火災や適正な位置（寝室や階段等）に設置されていなかったために、火災に気づくのが遅れ、被害を拡大させたという事例が後を絶たない現状にあります。

全国では毎年1、000人以上の方が住宅火災によって尊い命を落としておりますが、その半数以上は逃げ遅れによるものと言われており、住宅用火災警報器の普及はもちろん、その維持管理がとても重要です。

自分や家族の大切な生命や財産を守るため、みなさんのお宅に設置してある住宅用火災警報器について、もう一度、次の点を確認しましょう。

チェック1

住宅用火災警報器の設置場所は適正ですか？

- 寝室
- 階段（階数や寝室の場所によって異なります）
- 台所

チェック2

作動試験をしましょう

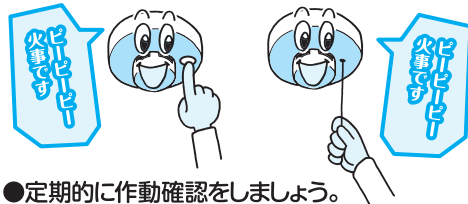
- 作動状況
（ひもを引くタイプやボタンを押すタイプがあります）
- 汚れや破損の有無
（ホコリや汚れで感知しにくくなります）
- 電池切れの有無
（10年を目安に機器本体の交換をおすすめします）

「まさか!」の火事…

住宅用火災警報器で助かる命があります。

作動試験の方法

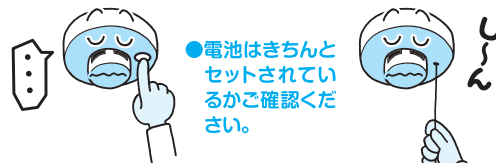
●ボタンを押す、又はひもを引いて作動確認をします。



●定期的に作動確認をしましょう。

●定期的に家族で火災時の警報音を聞いてみましょう。

音が鳴らない場合は？



●それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」ですので、取扱説明書をご覧ください。



この図は代表的な2階建て住宅における住宅用火災警報器の設置例です。全ての寝室、台所、階段部分に設置が必要です。（居室への設置も推奨いたします）

適正な位置に設置した後は、日ごろの維持管理も重要です！



問い合わせ

TEL 0224-52-1050
FAX 0224-52-1056